



民生児童委員イメージキャラクター「ミンジー」

あなたの地域の身近な相談役

民生委員・児童委員

あなたの住む地域に民生委員・児童委員(以下、民生委員)がいることを知っていますか。本市では、228人(4月1日現在)の民生委員が地域の身近な「見守り役」「相談役」として重要な役割を担い、市や専門機関と連携してさまざまな課題解決に向けて活動しています。問い合わせは伊丹市民生委員児童委員連合会事務局 ☎779-8512、市地域・高年福祉課 ☎784-8099へ。

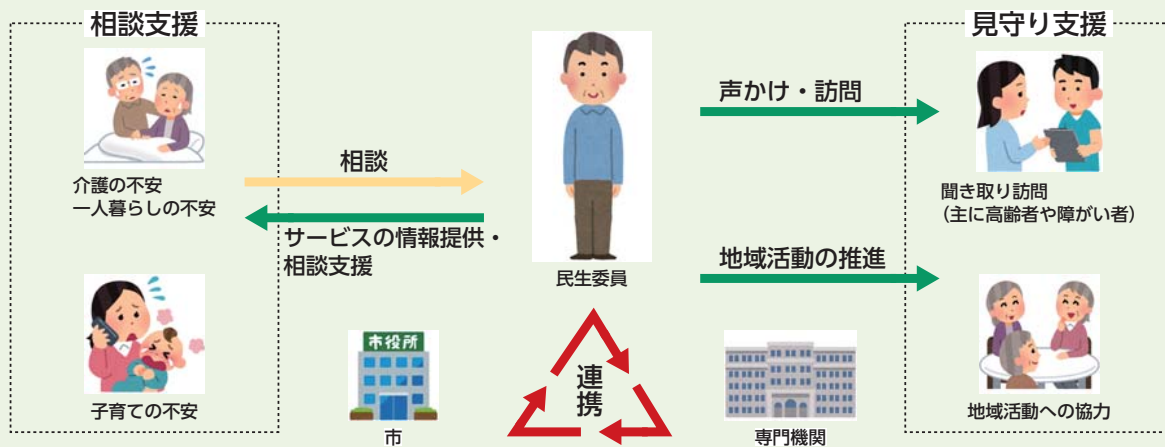
<民生委員の活動>

困り事の解決をサポート

民生委員は、生活上の困り事の相談に乗り、悩みや心配事の解決に向けてサポートします。
【相談例】▷高齢になってからの一人暮らしが不安▷近隣の高齢者が認知症かもしれない▷介護や子育てが不安▷近隣から子どもの泣き声が続き、虐待かもしれない▷子どもがいじめに遭っている——など。

高齢者実態調査

市の行政調査の一つに「高齢者実態調査」があります。同調査は、一人暮らしの高齢者などを対象に各世帯を訪問し、健康状態や生活状況、見守りの必要性などの聞き取り調査を行います。民生委員にとっても地域住民の状況が分かり、日々の見守り活動へつながる重要な活動です。



※民生委員には法律により「守秘義務」があります。安心して相談を。

こんにちは赤ちゃん事業

「こんにちは赤ちゃん事業」は、おおむね生後4カ月までの赤ちゃんがいる家庭を民生委員が訪問し、育児に関わる日々の悩みなどの聞き取りや、育児支援サービスの案内を行う市の事業です。同委員の協力が子育て家庭への日々の見守りにつながっています。

地域ふれ愛福祉サロン

一人暮らしの高齢者や地域のボランティアなどが集まり、昼食を共にしたり、会話を楽しんだりするなど、さまざまな活動を通じてふれあいの輪を広げる地域活動が「地域ふれ愛福祉サロン」です。同サロンの運営には多くの民生委員が協力しています。

<主任児童委員の活動>

子育てをサポート

民生委員の中には担当区域を持たず、子どもに関する相談や支援を中心に活動している主任児童委員がいます。本市には4月1日時点で7人の主任児童委員がおり、学校や区域を担当している民生委員などと連携しながら、子どもに関するさまざまな問題の解決に向けて取り組んでいます。

【主任児童委員とことば蔵であそぼう!】

▷日時=7月8日(土)午前10時▷内容=大型絵本の読み聞かせ、フェルトで作るあおむしなど▷会場=図書館「ことば蔵」▷対象・定員=小学生以下50人(就学前は要保護者同伴)▷参加料=無料。
先着順。当日直接、会場へ。
☎伊丹市民生委員児童委員連合会事務局 ☎779-8512

一人暮らしの高齢者住宅へ 6月から訪問します



6月から「高齢者実態調査」が始まります。同調査は、高齢者福祉サービスなどの充実を目的に実施し、民生委員が各世帯を訪問、聞き取り調査を行います。聞き取りの内容や個人情報は、調査の目的以外に使用することはありません(緊急時や地域の支援活動を希望する場合除く)。

【期間】6月1日～7月1日
【対象】70歳以上の一人暮らしの高齢者・要援護高齢者

伊丹市民生委員児童委員連合会事務局 ☎779-8512
市地域・高年福祉課 ☎784-8099

表1 高齢者特別給付金

支給対象者	支給月額
大正15年4月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日現在、日本国内で外国人登録をしていた人などで年金制度上、老齢年金などを受給できない人	3万3840円

表2 バス・タクシー券

種類	交付対象者
市バス特別乗車証(無料乗車証)	70歳以上の人(ただし、市内に継続して1年以上居住している人)、身体障害者手帳(1~4級)、療育手帳(A・B1判定)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている人、戦傷病者手帳を所持する人(所得制限あり)、被爆者健康手帳を所持する人(所得制限あり)。福祉タクシー利用券との併給はできません
福祉タクシー利用券	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている人、65歳以上で要介護4または5の在宅寝たきり高齢者。市バス特別乗車証との併給はできません

1) 市は高齢者特別給付金(表1)の支給や市バス特別乗車証など表2の交付をしています。対象者で手続きをしていない人は市役所1階の地域・高年福祉課で申請を。
☎市地域・高年福祉課 ☎784-8099。

高齢者特別給付金の支給 バス・タクシー券を交付

活動がポイントに 福祉サポーターポイント

福祉サポーターポイントは、市が受け入れ機関として登録している介護施設や障がい者施設などで、同活動を行った人にポイントを付与する仕組みです。ポイントは1時間で1ポイント付与します。
貯まったポイントは福祉サポーターへの助成金に交換、健康福祉基金に寄付できます。同サポーターの対象は本市在住の20歳以上でボランティア・市民活動センターに事前登録が必要です。

福祉サポーターの登録やポイント申請はボランティア・市民活動センター ☎780-1045、助成金の交付は市地域・高年福祉課 ☎784-8099